

## 当歳馬申込時の注意事項について

当歳馬の販売申込は国内居住者のみの所有にかかる馬に限定していますが、パートナーシップやこれに類するものが関係する場合には、その構成員を把握する必要があること等から、販売申込書類の他に次の書類を提出していただいで国内居住者所有を確認しますので、ご協力をお願い致します。

### 1 販売申込書の当歳馬の所有者がパートナーシップ等の場合

#### 書類

①パートナーシップ等の構成員の氏名、住所一覧（申込書類で提出済み）

②パートナーシップ等がJRAの繁殖牝馬所有者賞を交付されたことを証明する書類

※交付実績がない場合は、⑦その理由、①申告された構成員が真の構成員であることを証明する書類の提出をお願い致します。

※上記①と②を勘案して販売申込書の当歳馬所有者の国内居住を判断します。

国内居住を確認できた場合



販売申込を受け付けます。

国内居住を確認できなかった場合



販売申込できません。

### 2 販売申込書の当歳馬所有者が国内居住者であって、母馬の繁殖登録証明書の所有者欄がパートナーシップ等又は国内非居住者の場合

#### 書類

①販売申込書の所有者に当歳馬の所有権があることの証明書類

売買契約書、代金決済書類（相殺を用いず全額支払済であること）

注：当歳馬出生時点の母馬所有者が国内居住者であることをジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿で確認できた場合には、上記書類の提出は不要です。

※販売申込書の「当歳馬所有者」に当該馬の所有権があることを確認します。

所有権を確認できた場合



販売申込を受け付けます。

所有権を確認できなかった場合



販売申込できません。

※但し、必要に応じて、構成員の国内居住を証明する書類、パートナーシップ契約書、パートナーシップ組成目的・母馬入手経路等を記載した書面の提出をお願いする場合があります。予めご承知おき下さい。